一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年6月分]

V									
行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20220601		宮城県岩沼市下野郷字新関迎123番地		宮城県岩沼市下野郷字 新関迎123番地	文書警告	業法(以下「法」)第 17条第1項1号、法	令和4年5月17日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20220610		青森県弘前市大字 田園4丁目1番地1			止(10日車)	法第17条第4項	令和4年1月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20220615		岩手県一関市花泉 町花泉字築館4番地 1		岩手県一関市花泉町花 泉字築館1番地1		第17条第1項第1	令和3年10月27日、監査方針を端緒として監査を 実施した結果、4件の違反が認められた。(1)自動 車車庫の位置及び収容能力違反(貨物自動車運 送事業法施行規則(以下「規則」)第2条第1項第4 号)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則 第3条第4項)、(3)運転者台帳の作成義務違反(安 全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導 監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3

有限会社岩手運送 (法人番号 640002004234) 代表者上関三恵子	岩手県盛岡市上田 字糠森43番地1		岩手県盛岡市上田字糠 森43番地1	文書警告	法第17条第1項第2 号	令和4年6月7日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)定期点検整備記録簿の記載を適切に行っていなかった。(安全規則第3条の2及び道路運送車両法第49条)	0	0
株式会社サンフレッシュ (法人番号 8380001019011) 代表者菊地義春	福島県会津若松市 河東町福島字西屋 敷57番地	本社営業所	3 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	輸送施設の使用停止 (50日車) 及び文 書警告	第17条第4項	令和3年8月20日及び9月2日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る)の違反(規則第2条第1項第2号)、(2)自動車車庫の位置及び収容能力違反(規則第2条第1項第4号)、(3)乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反(規則第2条第1項第5号)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5
常磐郵便輸送株式会 社(法人番号 738001008130) 代表者渡部誠	福島県郡山市富久 山町久保田字宮田 36番地2		福島県郡山市富久山町 久保田字宮田36番地2	文書警告	法第17条第4項	令和4年5月12日及び6月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	0	0

[※]事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。